

2019年（平成31年）4月23日

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル3階

一般社団法人生命保険協会

会長 稲垣精二 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木尉久

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

[連絡先] もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

申入書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴協会に対し、本申入書記載のとおり、申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴協会のご回答を2019年5月31日までに文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願ひいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴協会において、貴協会の会員たる生命保険会社各社に対し、下記の点を指導することを求めます。

記

消費者が、銀行を保険募集人として契約した外貨建て生命保険契約を、クーリング・オフした場合に、生命保険会社各社において円入金特約を締結しているときでなくとも、返金を外国通貨で行うことなく円貨で行うようにすること。

第2 申入れの理由

1 問題となる事案

銀行窓口で契約した外貨建て生命保険をクーリング・オフした場合、生命保険会社が、その返金を、円貨ではなく外国通貨で行なことがあります（この場合、消費者が、その外国通貨を日本円に替えると外貨交換の手数料に加えて為替差損分の損失が出ることがあります）。

生命保険会社は、外貨建て生命保険について、円入金特約を締結している場合には、クーリング・オフによる返金を円建てでしていますが、円入金特約を締結していない場合には、クーリング・オフによる返金を外貨建てでしているようです。

円入金特約のない場合、消費者は、保険募集人として外貨建て生命保険の募集をしている銀行との間で、円通貨を外国通貨へと交換する

両替取引を行った後、両替された外国通貨でもって、生命保険会社に対し、保険料を支払っているものであり、クーリング・オフされた場合に、生命保険会社は、消費者から受け取った保険料（＝外国通貨）をそのまま返金しているということであろうと考えられます。

消費者と銀行との間の両替取引は、消費者と生命保険会社との間の生命保険契約とは無関係であり、生命保険会社としては、クーリング・オフの場合、消費者から受け取った保険料の原物（外国通貨）を返還すれば足りるものであり、これは当然の取り扱いであるというのが、その法的根拠であると推察されます。

しかし、このような考え方には、下記のとおり、疑義があります。

2 複合契約の考え方

契約の相対効力原則、すなわち、契約の効力は契約当事者間にしか及ばないとの原則は、私法の大原則です。なぜなら、契約の拘束力は当事者の意思の合致に由来するものであり、意思を合致させていない契約外の第三者が、他人間で締結された契約上の権利を取得したり義務を負担したりすることはないと考えられるからです。「契約当事者」性が否定されると、契約にもとづく債務を負担しない、あるいは契約上の利益についての直接的請求権を持たないという結論が帰結されることになります。

現代社会においては、相互に提携する複数の事業者が、約款を利用して、消費者との間で複数の契約を締結することはよく見られる現象です。このような場合、消費者は、一方の事業者との契約関係上で生じた問題を、他方の事業者の契約関係で主張することはできないのが原則といえます。

しかし、事業者による契約上の地位の分属・特化は、無制限に容認されるわけではありません。事業者が、分業や契約の複合化により、契約当事者性を操作して、不当条項規制や強行法規規制を回避・潜脱することは、脱法行為に該当しうるのです。

相互に提携する事業者間の分業や、契約の複合化によって、実質的に強行規定に反する結果が生じている場合は、契約の相対効といえども絶対的に貫徹されるべき原理とは認められず、消費者が締結している複数の事業者との間の複数の併存する契約は、全体として一体的に取り扱われ、強行法規の趣旨にしたがって無効とされると考えるべきものです。

なぜなら、「分業は地位の強化をもたらさない」という理念、すなわち、みずから意思で他人に業務を委託して分業による利益を享受する者は、みずから直接行為する場合と同等の法的地位に置かれ、これと取引する相手方はその分業に起因する不利益を被ることはないという理念に照らすと、契約の複合化によって当事者性が否定されたという事由のみでは、強行法規の適用回避を正当化することはできないからです

特に、消費者保護のための片面的強行規定についていえば、次のとおり考えることができます。

消費者契約にあっては、「消費者と事業者との間に存する情報の質と量及び交渉力の格差」(消費者契約法1条)があるため、「契約形式の選択」に関する主導権が、事業者に一手に掌握されており、消費者には契約形式選択に関する実質的な契約自由が保障されていません。

すなわち、消費者は、事業者が取引のために有機的に構築した複雑なシステムを理解できず(情報格差)、また、結合した複数の契約について事業者が提案したとおりの契約形式を鵜呑みにし、一括して取引に入るか否かの自由しか残されていないのです(交渉力格差)。このように、消費者契約においては、消費者は、主体的に一定の契約形式を選択して複数の契約を締結しているわけではなく、契約形式の選択にかかる自己決定は事業者に対して依存的なものであると言わざるを得ません。

したがって、消費者との間の情報の質と量及び交渉力の構造的格差

に由来して、契約形式の選択を事実上ゆだねられた事業者は、自己の利益ばかりに固執することなく消費者の利益を適切に顧慮するべき信義則上の義務を負っていると考えられます。特に、消費者保護のための片面的強行規定が目的としている消費者利益の確保は、事業者において必ず遵守する必要があります。

このような消費者利益顧慮義務を負っている事業者が、消費者保護のための片面的強行規定の趣旨に矛盾する契約形式を選択することによってその趣旨を没却することは許されず、万一、事業者が、これに反し、契約の複合化により当事者性が否定されるような契約形式を選択したとしても、そのような契約形式の選択は、消費者保護のための片面的強行法規による規制の趣旨を回避する限度で否認され、脱法行為に該当するものと評価されるべきです。

3 生命保険のクーリング・オフによる返金

(1) 脱法行為該当性

消費者が、銀行窓口で契約した外貨建て生命保険をクーリング・オフした場合、生命保険会社が、円入金特約を締結していなかったという理由で、保険料の返金を、円貨ではなく外国通貨で行うことは、保険業法309条の脱法行為に該当するか否かが、問題です。

円入金特約を締結していない場合であっても、銀行窓口販売の外貨建て生命保険の場合、消費者は、銀行との両替取引と生命保険会社との外貨建て生命保険契約とを一連一体のものとして行っており、保険募集人たる銀行は、生命保険契約に関連して円貨を受領して、これを両替取引により外国通貨に換金したうえ、生命保険会社に交付し、外貨建て生命保険契約における保険料として納付しているものであって、消費者にとっては、円建ての銀行預金を原資として、銀行窓口販売の外貨建て生命保険に加入した後、これをクーリング・オフしたのに、返金されるのが円貨ではなく外国通貨であるというのは、まったく意外で不意打ち的な事態です。

保険業法309条は、保険契約に関するクーリング・オフ制度を規定しており、消費者が銀行窓口で契約した外貨建て生命保険は、原則として同条によるクーリング・オフの対象となります。

保険業法309条は、クーリング・オフがなされた場合、保険契約者に一切の不利益を被らせることなく、契約関係からの離脱を認めることをその趣旨としており、保険業法309条10項は、このような保険契約のクーリング・オフに関する諸規定が、消費者保護のための片面的強行規定であることを明らかにしています。生命保険会社は、契約形式の選択にあたっても、保険業法309条に反することは認められていません。

現在、生命保険会社は、銀行窓口販売の外貨建て生命保険契約について、①自社で円入金特約を締結して、消費者から円建ての金員を受け取って、みずから両替した上、外貨建ての保険料として受領する場合【消費者・生命保険会社間の円入金特約+消費者・生命保険会社間の外貨建て生命保険契約】と、②生命保険の勧誘を行った窓口銀行が消費者から円建ての金員を受け取って、これを外貨に両替した上、生命保険会社に対し、外貨建ての保険料として交付し、生命保険会社は両替には関与しないまま、保険料を外貨建てで受領する場合【消費者・保険募集人たる銀行間の両替取引+消費者・生命保険会社間の外貨建て生命保険契約】の二つの契約形式を行っています。

このような二つの契約形式は、いずれもそれ自体は適法ですが、外貨建て生命保険契約がクーリング・オフされた場合に、消費者への返金が、①の場合には円貨であるが、②の場合には、外国通貨であるという差を設けることは保険業法309条の趣旨に反して違法であり、いずれの場合でも円貨が返金されるべきです。

その理由は、以下のとおりです。

まず、①の場合の【消費者・生命保険会社間の円入金特約】を、銀

行と分業して、②の場合の【消費者・保険募集人たる銀行間の両替取引】とすることによって、クーリング・オフの返金についての為替リスクを消費者に転嫁することは、「分業は地位を強化しない」の理念に反します。

次に、生命保険会社は、消費者との間の情報の質と量及び交渉力の構造的格差に由来して、契約形式の選択を事実上ゆだねられているものであり、自己の利益ばかりに固執することなく消費者の利益を適切に顧慮すべき信義則上の義務を負っており、特に保険業法309条が消費者保護のための片面的強行規定として消費者の利益を貫徹させようとしている以上、契約形式の選択にあたっても、クーリング・オフがなされた場合に保険契約者に一切の不利益を被らせることなく契約関係からの離脱を認めるという、保険業法309条の趣旨を逸脱することは許されず、契約当事者性が失われるような契約形式を選択したという理由で、同条の趣旨を回避することは、脱法行為にほかならないと考えられます。

したがって、生命保険会社は、上記②の【消費者・保険募集人たる銀行間の両替取引+消費者・生命保険会社間の外貨建て生命保険契約】の契約形式を選択した場合であっても、クーリング・オフがなされたときは、保険業法309条が貫徹される結果、消費者に対して、消費者が保険募集人たる銀行に交付した円貨を返還しなければならないと考えるべきです。

(2) クーリング・オフの効果

一般的には、複合契約が脱法行為と評価される場合には、契約形式を組み替えたりえで、強行法規を適用することになります。

しかし、保険業法309条は、契約形式の組替えといった事実評価・性質決定・法解釈に依拠しない、複合契約に対応する独自の明文規定（保険業法309条7項）を有しています。

保険業法309条7項は、「特定保険募集人その他の保険募集を行

う者は、保険契約につき申込みの撤回等があった場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。」と定めています。

生命保険契約は、生命保険会社と保険契約者間の二当事者間の契約ですから、これがクーリング・オフにより解消された場合の不当利得は給付利得であって、保険契約者から給付された金員の返還義務を負うのは、生命保険会社であり、契約当事者でもない保険募集人が、返金の義務を負うことは、本来ならば、あり得ません。

ところが、保険業法309条7項は、クーリング・オフがなされたときに、保険契約者に一切の不利益を被らせることなく、契約関係からの離脱を認めるため、生命保険契約の契約当事者ではない保険募集人が、当該保険契約に関連して金銭を受領した場合には、これを保険契約者に返還する義務を負わせているのです。この保険募集人の返金義務は、保険募集人が保険契約者との間で、生命保険契約とは別個の契約を締結し、その別個の契約に基づく給付として金銭を受領する法形式をとった場合であっても、排除することはできないと考えられます(保険業法309条10項)。強行規定の定めは、当事者間の契約によって左右することはできないからです。

銀行窓口販売の外貨建て生命保険の場合、消費者は、銀行との両替取引と生命保険会社との外貨建て生命保険契約とを一連一体のものとして行っており、保険募集人たる銀行は、生命保険契約に関連して円貨を受領して、これを両替取引により外国通貨に換金したうえ、生命保険会社に交付し、外貨建て生命保険契約における保険料として納付しているものであって、保険募集人たる銀行が保険契約者から受領した円貨は、当該外貨建て生命保険契約に「関連して」受領した金銭(保険業法309条7項)に該当することは明らかです。

したがって、上記②の【消費者・保険募集人たる銀行間の両替取

引十消費者・生命保険会社間の外貨建て生命保険契約】の契約形式が選択された場合であっても、保険業法309条7項に基づき、保険募集人たる銀行は、消費者に対して、受領した円貨を返還るべき義務があるというべきです。

消費者に対し、保険業法309条7項に基づく返金義務を果たした銀行は、生命保険会社に対して求償することになるものであって、この求償関係を簡明にするには、生命保険会社自身が、消費者に対し、円貨での返還をすることが望ましいと考えられます。

4 まとめ

以上のとおり、生命保険会社は、銀行窓口販売の外貨建て生命保険のクーリング・オフがなされた場合、円入金特約を付したか否かにかかわらず、消費者に対し、消費者が支払った円貨を返金るべきものであり、あるいは、少なくとも保険募集人から円貨の返還を受けることができるることを説明するべきものであって、単に外国通貨で返金して事足れりとすることは、片面的強行規定である保険業法309条に抵触し、違法であると考えられます。

そこで、当法人は、貴協会に対し、貴協会の会員たる生命保険会社各社が、かかる違法行為を行うことのないよう指導を求める次第です。

以上